

南砺都市計画道路の変更（富山県決定）

都市計画道路中 3・4・15号砺波福光線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
	3・4・15	砺波福光線	南砺市 川除新 字虎ノ助島	南砺市 吉江野	南砺市 福野 字横町	約10,080m	地表式	2 車 線	16m (16～25m)	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路百町二日町線と立体交差 幹線街路と平面交差10箇所	
	車線数の内訳		2 車線			約9,400m					
			4 車線			約680m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

令和 2 年に統合した南砺市役所庁舎の防災及びまちづくりの拠点としての機能の確保等を図るため、道路法線を一部変更する。

変 更 理 由 説 明 書

3・4・15号 砺波福光線

① 変更前路線の概要

都市計画道路砺波福光線は、昭和38年に計画決定した福野都市計画道路砺波福光線と昭和31年に計画決定した福光都市計画道路福野線が、平成25年の都市計画区域の統合に伴い、南砺市川除新と南砺市吉江野を円滑に連絡する一路線として計画決定された。

整備状況については、計画延長約10,080mのうち約6,360mが整備済である。

② 変更内容

荒木地内に位置する福光駅前交差点から(都)荒木栄町線との交差点まで約450m区間について、福光駅前交差点から約90m付近では法線を路線左側(東側)へ最大約5.4m、(都)荒木栄町線との交差点より手前約60m付近では法線を路線右側(西側)へ最大約1.5m変更するもの。

③ 変更の必要性

今回変更する道路区間約450mの現計画は、西側の南砺市役所福光庁舎の駐車スペースを通る法線としている。一方、南砺市では令和2年7月に、これまで4つの庁舎に分散していた行政機能を福光庁舎1箇所に集約し、南砺市統合庁舎(以下、当庁舎)として全面開庁した。なお、当庁舎は有事の際には、災害対策本部を設置することとしており、駐車スペースにおいても緊急車両や災害対応車両、また、緊急支援物資等の搬入・搬出場所として約2,300m²のスペースを確保する必要がある。

また、南砺市では当庁舎を南砺市の夢や未来を紡ぐ「まちづくり」の拠点として、その機能を十分に生かすとともに、「誰もが笑顔で暮らし続けられるまち」のシンボルとして、末長く多くの市民に親しまれる庁舎を目指すこととしている。

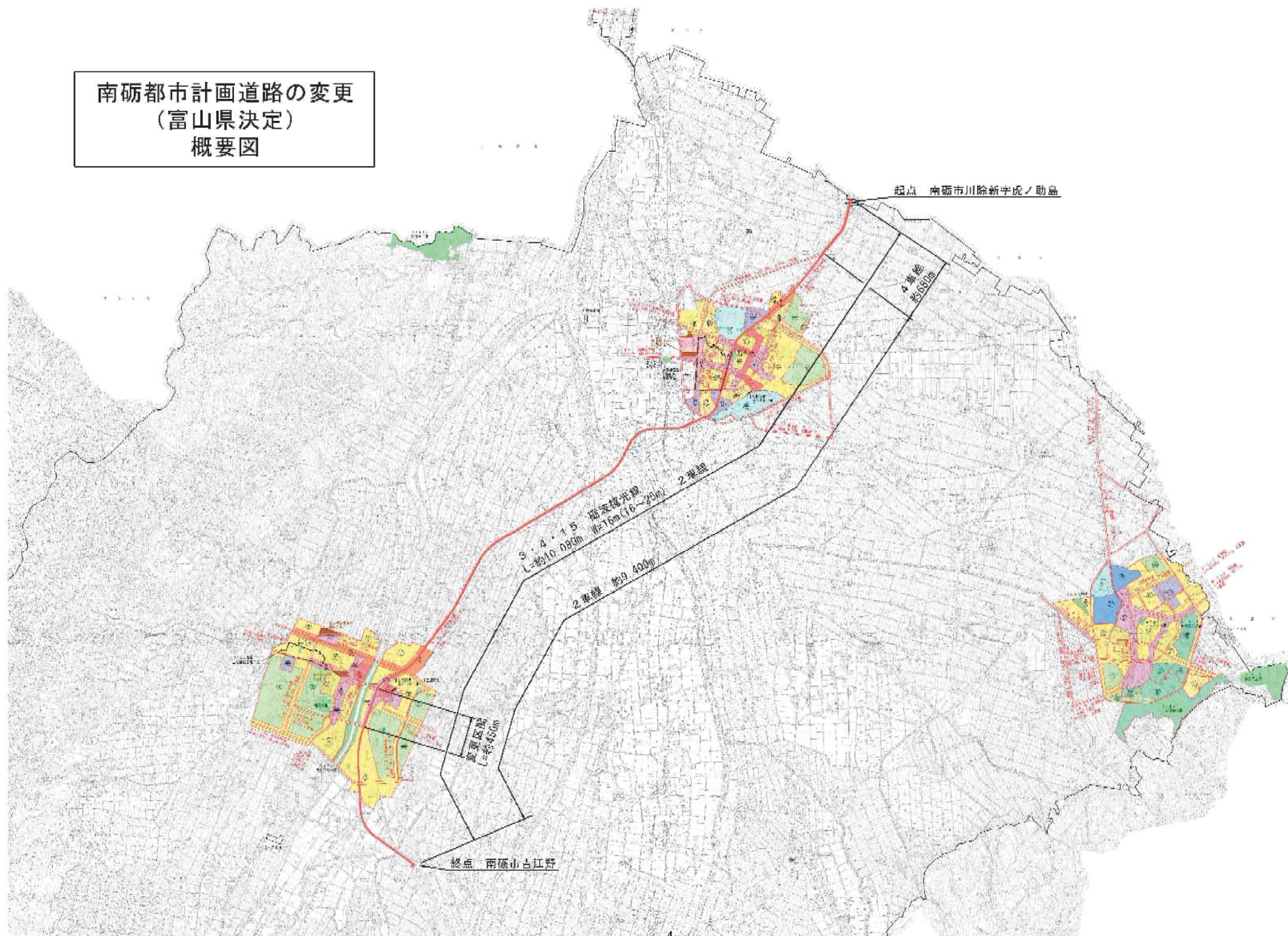
当庁舎の防災及びまちづくりの拠点としての機能の確保等を図るため、道路法線を一部変更する。

2 南砺都市計画道路 新旧対照表

3・4・15号 砺波福光線

		変 更 前	変 更 後
名称	番号	3・4・15号	同 左
	路線名	砺波福光線	同 左
位置	起点	南砺市川除新字虎ノ助島	同 左
	終点	南砺市吉江野	同 左
	主な経過地	南砺市福野字横町	同 左
区域	延長	約10,080m	同 左
構造	構造形式	地表式	同 左
	車線の数	2車線	同 左
	幅員	16m	16m (16～25m)
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路百町二日町線と立体交差 幹線街路と平面交差10箇所	同 左
車線数の内訳		2車線 約9,400m 4車線 約680m	同 左

南砺都市計画道路の変更
(富山県決定)
概要図



南砺都市計画道路の変更 計画図(抜粋版)

